

# 夜間対応型訪問介護重要事項説明書

[2024年 6月 1日現在]

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社草加爽風会
代表者役職・氏名	代表社員 長井 香恵
本社所在地・電話番号	埼玉県草加市瀬崎3-31-14-101 048-999-5246
法人設立年月日	2021年8月6日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

名 称	訪問介護ハートフルエール爽花
事業所番号	夜間対応型訪問介護 (指定事業所番号 1191800414 )
所在地	〒340-0022 埼玉県草加市瀬崎3-31-14-101
電話番号	048-999-5246
F A X 番号	048-999-5247
通常の実業の実施地域	草加市全域

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日 及び事務 営業時間	365日 事務営業時間 10:30~16:30
サービス 提供時間	22時から翌6時まで

### (3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
面接相談員	・夜間対応型訪問介護計画を作成し、利用者	常 勤 1人

	<ul style="list-style-type: none"> <li>へ説明し、同意を得ます。</li> <li>・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。</li> <li>・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li> </ul>	非常勤 1人
オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者からの通報を受け付け、あらかじめ把握しているご利用者の心身状況等を踏まえて随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員に出動を要請します。</li> <li>・勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。</li> </ul>	常勤 1人 非常勤 1人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。</li> </ul>	常勤 2人 非常勤 1人

### 3 サービス内容

オペレーションセンターサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの利用開始にあたり、ご利用者の居宅にケアコール端末及びその付属品を設置します。</li> <li>・面接相談員が事前面接及び3か月に1回程度ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者の身体状況を継続的に把握します。</li> <li>・オペレーターがご利用者からの通報を受け付け、ご利用者の心身状況や対応履歴等の情報を参照しながら、会話を通じてご利用者の状況を把握し、随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員に出動を要請します。</li> </ul>
随時訪問サービス	オペレーターからの要請に基づき、ご利用者の居宅を訪問し、夜間対応型訪問介護を提供します。
定期巡回サービス	夜間対応型訪問介護計画に基づき、あらかじめ決められた日時にご利用者の居宅を訪問し、夜間対応型訪問介護を提供します。

### 4 利用料、その他の費用の額

#### (1) 夜間対応型訪問介護の利用料

##### ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円（5級地）

##### 【夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）】

1回あたりの所要時間 (概ね30分)	基本利用料 (地域区分5級地)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
基本夜間対応型訪問介護費	10,583円	1,059円	2,111円	3,175円
定期巡回サービス費	3,981円	399円	797円	1,195円
随時訪問サービス費（Ⅰ）	6,067円	607円	1,214円	1,821円
随時訪問サービス費（Ⅱ）	8,175円	818円	1,635円	2,453円

24時間通報対応加算	6,527円	653円	1,306円	1,959円
------------	--------	------	--------	--------

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、2人の訪問介護員によるサービス提供の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

## イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

### ① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円 (5級地)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間訪問介護24時間通報対応加算	オペレーションセンターサービスを日中も行うために人員を確保し、利用者がそのサービスを希望する場合に算定。利用者の日中における居宅サービスの利用状況を把握しておくこと。	1月につき 6,356円	636円	1,272円	1,907円

### ② 算定基準に適合していると市に届け出ている加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円 (5級地)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件 I～III のすべてに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 総単位数の24.5%	
介護職員等特定処遇改善加算 II	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件 I、II、職場環境等要件のいずれかを満たす場合	1月につき 総単位数の22.4%	
夜間訪問サービス提供体制強化加算 (1)	従業者ごとに研修の計画、実施または実施予定。定期会議、定期健康診断を実施。 I：次のいずれかに適合 ・介護福祉士が60%以上 ・勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上 II：介護福祉士が40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び基礎研修修了者の合計が60%以上 III：次のいずれかに適合 ・介護福祉士が30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及	I：1回につき229円 利用者負担額 II：1回につき187円 利用者負担額 III：1回につき62円 利用者負担額	1割23円/回 2割46円/回 3割69円/回 1割19円/回 2割38円/回 3割57円/回 1割7円/回 2割13円/回 3割19円/回

	び基礎研修修了者の合計が50%以上 ・勤続年数7年以上が30%以上	
--	--------------------------------------	--

**(2) 交通費**

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

**(3) キャンセル料**

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の10%の額
御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	1,000円

**(4) その他**

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

**5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法**

**(1) 請求方法**

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。

**(2) 支払い方法等**

ア 請求月の事業者が指定する日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管して下さい。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

**6 秘密の保持**

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 9 サービス提供に関する相談、苦情

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 1 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

### (2) 苦情相談窓口

- ・事業所受付・・・電話 048-999-5246 (10:30~16:30)  
担当者 長井 香恵
- ・草加市役所・・・電話 048-922-0151 (代表) (8:30~17:00)  
担当 介護保険課 (土、日、祝を除く)
- ・埼玉県庁・・・電話 048-830-3250 (8:30~17:00)  
担当 福祉部 介護保険課 (土、日、祝を除く)

・埼玉県国民健康保険団体連合会・・・電話 048-824-2568 (8:30~17:00)  
担当 介護サービス苦情相談窓口(土、日、祝を除く)

10 福祉サービス第三者評価の実施状況  
実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	ホームページにて公開

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
  - ア 医療行為
  - イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
  - ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供
  - エ 日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
  - オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大掃除等)
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 随時訪問サービスまたは定期巡回サービスを実施するうえで、居宅への入室方法を確保するために必要に応じて合鍵をお預かりする場合があります。預かる合鍵は当事業所で責任をもって保管管理するとともに、万一、紛失した際は当事業所の費用負担により速やかに錠前を交換いたします。また、合鍵の返却の求めがある都度、および夜間対応型訪問介護が終了となった時点で、速やかに合鍵を返却いたします。
- (5) オペレーターはご利用者に対してあらかじめ想定される到着時間を伝え、ご利用者の了解を得た上で訪問介護員に出動を要請します。尚、到着するまでに要する時間はその時点での交通事情や気象状況、訪問介護員の稼働状況等により変化します。

年 月 日

夜間対応型訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県草加市瀬崎3-31-14-101  
法人名 合同会社草加爽風会  
代表者名 長井 香恵

説明者

事業所名 訪問介護ハートフルエール爽花  
氏 名 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者	住所 氏名	印
(代理人)	住所 氏名	印